

橋梁塗膜調査業務委託 特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、甲府市が管理する橋梁等の道路施設のうち、塗装された鋼構造物について、塗膜に含まれる有害物質の含有状況を把握し、維持管理に必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務委託の対象

対象施設は別紙一覧表のとおりとする。

3. 業務内容

(1) 業務計画書

貸与された資料等をもとに、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

塗膜試料採取に先立って現地調査を行い、作業計画を策定するために必要な進入路、交通状況、塗膜試料採取箇所等を把握すること。

(3) 関係機関協議

他機関と協議が必要な道路施設については、協議に必要な資料の収集・作成を行う。

(4) 塗膜調査（塗膜試料採取）

塗膜試料採取にあたっては、鉛作業主任者及び特定化学物質作業主任者を配置すること。

採取する試料は、塗膜分析に必要な最小限の試料量とするが、詳細については監督員と協議を行うこと。

塗膜試料採取後における塗膜の補修に要する費用は計上しているが、詳細な補修方法は監督員と協議を行うこと。

(5) 塗膜分析

塗膜分析の項目は下記のとおりとする。

- ① 塗膜中の PCB 含有量の測定（環境省 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第5版）塗膜くず）
- ② 塗膜中の鉛量の測定（JISK5674 附属書 A）
- ③ 塗膜中のクロム量を測定（JISK5674 附属書 B）

(6) 打合せ

作業計画書をもとに調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、発注者より業務に必要な資料等の貸与を受けること。

(7) 土地の立ち入り等について

本業務を実施するために第 3 者の土地に立ち入る場合、または、第三者所有の草木等の伐採が必要な場合は、受注者において了解を得ること。

4. 塗膜分析及び塗膜分析の結果の報告

塗膜分析により高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜であることが判明した場合は、ただちに監督員に報告すること。

5. 安全管理

受注者は、関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全管理に努めるものとする。

現地踏査等における道路上の作業については、道路使用許可等条件を遵守し、危険防止対策を施すこと。また、車両の運行、または歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導員を配置し、交通の誘導に努め交通及び保安上十分な措置を講じること。

6. 貸与資料

対象橋梁の設計図書及び完成図等が完備されていない時は、受託者は監督員と協議の上、現地踏査及び橋梁点検調書等によって補完する。その他関係する既存資料は確認する。

7. 電子納品作成要領

納品する電子データは、「山梨県県土整備部電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。ただし、ファイル形式については監督員との協議によるものとする。

8. 成果品

成果品は、要領及び運用マニュアルに基づいて作成した電子データ及び紙データを、以下の通り提出する。

- ・ 報告書（A4版） 1部
- ・ 電子媒体（CD-R） 1部

9. その他

現地踏査等により、本仕様書にあげる事項から変更する必要がある場合や、本仕様書に記載のない事項については監督員と協議し決定するものとする。

橋梁塗膜調査業務委託 特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、甲府市が管理する橋梁等の道路施設のうち、塗装された鋼構造物について、塗膜に含まれる有害物質の含有状況を把握し、維持管理に必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務委託の対象

対象施設は別紙一覧表のとおりとする。

3. 業務内容

(1) 業務計画書

貸与された資料等をもとに、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

塗膜試料採取に先立って現地調査を行い、作業計画を策定するために必要な進入路、交通状況、塗膜試料採取箇所等を把握すること。

(3) 関係機関協議

他機関と協議が必要な道路施設については、協議に必要な資料の収集・作成を行う。

(4) 塗膜調査（塗膜試料採取）

塗膜試料採取にあたっては、鉛作業主任者及び特定化学物質作業主任者を配置すること。

採取する試料は、塗膜分析に必要な最小限の試料量とするが、詳細については監督員と協議を行うこと。

塗膜試料採取後における塗膜の補修に要する費用は計上しているが、詳細な補修方法は監督員と協議を行うこと。

(5) 塗膜分析

塗膜分析の項目は下記のとおりとする。

① 塗膜中の PCB 含有量の測定（環境省 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第5版）塗膜くず）

② 塗膜中の鉛量の測定（JISK5674 附属書 A）

③ 塗膜中のクロム量を測定（JISK5674 附属書 B）

(6) 打合せ

作業計画書をもとに調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、発注者より業務に必要な資料等の貸与を受けること。

(7) 土地の立ち入り等について

本業務を実施するために第 3 者の土地に立ち入る場合、または、第三者所有の草木等の伐採が必要な場合は、受注者において了解を得ること。

4. 塗膜分析及び塗膜分析の結果の報告

塗膜分析により高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜であることが判明した場合は、ただちに監督員に報告すること。

5. 安全管理

受注者は、関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全管理に努めるものとする。

現地踏査等における道路上の作業については、道路使用許可等条件を遵守し、危険防止対策を施すこと。また、車両の運行、または歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導員を配置し、交通の誘導に努め交通及び保安上十分な措置を講じること。

6. 貸与資料

対象橋梁の設計図書及び完成図等が完備されていない時は、受託者は監督員と協議の上、現地踏査及び橋梁点検調書等によって補完する。その他関係する既存資料は確認する。

7. 電子納品作成要領

納品する電子データは、「山梨県県土整備部電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。ただし、ファイル形式については監督員との協議によるものとする。

8. 成果品

成果品は、要領及び運用マニュアルに基づいて作成した電子データ及び紙データを、以下の通り提出する。

- ・ 報告書（A4版） 1部
- ・ 電子媒体（CD-R） 1部

9. その他

現地踏査等により、本仕様書にあげる事項から変更する必要がある場合や、本仕様書に記載のない事項については監督員と協議し決定するものとする。